

仕様書

第1章 総則

本仕様書は豊橋競輪場における車券発売所等の整備に伴う基本計画策定調査業務（以下「本業務」という。）に適用する。なお、本仕様書に定めのない事項については、契約図書によるものとするほか関連する法令等に準拠するものとする。

1. 業務の目的

本業務は、「豊橋競輪場施設等整備計画（令和5年度改訂）」に基づき、新しい車券発売所や（以下「新施設」という。）の設計並びに建設等の整備事業（以下「整備等事業」という。）の実施にあたり、整備等事業に伴う設計業務に向けた法的・技術的整理を行うと共に、併せて、新施設の活用を踏まえた豊橋競輪場の今後のあり方を検討し、豊橋競輪場基本計画を策定することを目的とする。

なお、本業務の実施に伴い、近年における来場者や場内売上金の変化のほか、公営競技場の施策並びに技術的動向及び周辺の住環境を十分に踏まえて検討・整理を行うものとする。

2. 委託業務名 新施設整備等に伴う基本計画策定調査業務

3. 業務場所 豊橋市東田町地内（豊橋競輪場）

4. 業務期間 契約締結日より令和7年3月31日まで

5. 立地条件等

(1) 対象事業の計画地 豊橋市東田町地内

(2) 用途地域 第一種中高層住居専用地域

※建築基準法第48条の用途許可を取得

(3) その他 都市計画公園（都市計画法第29条、53条）、埋蔵文化財包蔵地 他

6. 新施設の整備概要

(1) 北エリア新設投票所建物・設備等

ア. 景観施設（樹木、地被類等）

イ. 昇降施設

ウ. 安全施設（手すり、柵、視覚障がい者誘導ブロック等）

エ. 投票業務用機器（車券発売・払戻機等）

オ. 映像・音響機器（オッズモニター、サイネージ、スピーカー等）

カ. 備品（記載台、カウンター、出走表配布台、金庫、掲示板等）

キ. 空調、消防、給排水、衛生、照明、電気・通信設備等

- ク. 各種サイン（ピクト、掲示板等）
- ケ. その他車券発売・払戻並びに観戦・滞在に必要な施設・設備

7. 北エリア新設投票所の検討事項等

- ア. 来場者数や売上等を考慮した規模
- イ. 機能性
- ウ. 来場者の動線
- エ. レイアウト（投票・払戻機器、保守員控室、各種モニター等）
- オ. その他必要な事項

8. 業務範囲

本業務の主な内容は、以下のとおりとする。

- (1) 新施設の整備等事業に関する基本的条件、設計条件等の整理
- (2) 新施設の設計、施工に伴う法的・技術的整理
- (3) イメージ図、レイアウト図案等の制作
- (4) 豊橋競輪場基本計画作成
- (5) その他事業実施に必要な支援

9. 提出書類

受託者は本業務の着手及び完了に当たって次の書類を提出し、発注者の確認を得ること。

- (1) 業務の着手時
 - ア. 着手届
 - イ. 工程表
 - ウ. 管理技術者及び照査技術者通知書（経歴書及び受託者との雇用関係を確認できる書類を添付すること）
 - エ. 業務計画書
 - 設計業務等共通仕様書（愛知県建設局、令和3年10月1日）第1112条に定める業務計画書を作成し、発注者に提出すること。
- (2) 中間報告
 - 業務の進捗状況や新施設の整備等に向けた方針について、関係機関と情報共有を図るため、中間報告書を作成し、9月末を目途に発注者に提出すること。
- (3) 業務の完了時
 - ア. 完了届
 - イ. 成果品
 - ウ. その他発注者が求める資料

10. 資料の貸与等

本業務の実施にあたり、必要となる資料の収集、整理、調査、検討等は、原則として受託者が行うものとするが、発注者が所有する資料のうち、業務上必要となる資料は貸与するものとする。

この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、発注者に提出し、資料の必要がなくなった場合は直ちに返却するものとする。

また、守秘義務が求められる資料について、受託者は発注者の承諾なく複写してはならない。

1 1. 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書、関係法令、通達、その他関係諸法規（競輪開催に関する指針を含む）を遵守するものとする。

1 2. 秘密の保持と中立性の義務

受託者は、本業務の実施上、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

また、中立性の観点から、本業務の受託者は後に発注を予定する設計業務に関連するプロポーザルに応募することはできない。

1 3. 業務の管理

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、発注者と綿密に連絡を取り、協議や打合せを行うものとする。
- (2) 受託者は、業務の準備・進捗に伴い、発注者や関係機関から必要とする資料の作成を依頼されたときは、速やかに応じるものとする。
- (3) 受託者は、協議や打合せ後、速やかに議事録を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務が完了した場合であっても、発注者から本業務について説明を求められたときは、誠意をもって応じなければならない。
- (5) 受託者は、発注者の求めに応じて打合せや会議等へ出席するものとする。

1 4. 技術者の変更

本業務において配置する管理技術者及び照査技術者について、業務の途中における変更は認めないものとする。ただし、技術者の事故等やむを得ない場合、変更理由書並びに変更予定者に係る資料を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

1 5. 検査

- (1) 受託者は、本業務が完了したときは、発注者による成果品の検査を受けるものとする。なお、検査は下記のとおり実施し、第3章に定める成果品を提出の上、発注者の検査を受けるものとする。

- (2) 受託者は、成果品の検査において訂正を指示された場合、速やかに訂正に応じるものとする。
- (3) 本業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

16. 疑義の解決

この仕様書に定める事項及び明記のない事項で、業務実施上必要な事項に関する疑義が生じた場合、受託者は速やかに発注者と協議し、発注者の指示に従うものとする。

17. 関係機関との協議

受託者は、関係機関との打ち合わせや協議を求められた時は、誠意をもってこれにあたり、その内容を遅延なく発注者に報告しなければならない。

なお、関係機関とは、経済産業省（中部経済産業局）、公益財団法人JKA（競技実施法人）、一般社団法人日本競輪選手会、豊橋競輪開催業務総合運営委託受託者、周辺自治会（地域へのヒアリング、住民説明をする際の対話、アンケート1～2回程度）、豊橋市（建築指導課、建築課、「スポーツのまち」づくり課、資産経営課、公園緑地課）、通信業者、電力・水道・ガス供給事業者等を予定している。

なお、協議に際して、関係法令、規則、事例等を調査の上、資料作成を行うこと。

18. その他

本業務の実施にあたり、資料の取得等費用や調査費用等が発生する場合、その費用は受託者が負担するものとする。

第2章 業務内容

1. 整備等事業に関する基本的条件の整理

新施設の整備等事業に関する基礎調査を行い、取りまとめを行う。また、「豊橋競輪場施設等整備計画（令和5年度改訂）」を踏まえ、発注者の指示のもと、形状を踏まえた土地利用、法的制約、許認可等の要件に関する基本的条件の整理を行うものとする。

なお、本施設は建築基準法の用途制限に関する許可を取得している他、都市計画施設内における制限等を受けることから、設計時に必要となる許認可及び各種規制等に関する発注者と関係機関との打ち合わせに出席すること。

2. 設計条件等の整理・検討に係る支援

(1) 設計条件等の設定に係る支援

新施設の整備等事業に関する許認可及び設計条件等を整理・検討し、設計業務の円滑な発注に向けた支援を行うこと。

なお、許認可及び設計条件等の整理・検討にあたり、公営競技場の施策並びに技術的動向、周辺の住環境及び競輪場施設改善に関する各種指針等を踏まえて検討し、発注者及び関係機関等に対するヒアリング等を実施すること。

(2) 施設規模及び必要機能等の設定に係る支援

近年の来場者数、売上、競輪場の発売形態の変化等のほか、サービス向上、バリアフリー対策、周辺環境等への配慮を考慮した施設規模及び機能等を整理するとともに、設計業務発注に向けた諸条件等を設定すること。

特に、運営管理業務を履行中の事業者の意見等を十分に聞き取り、公営競技場の特性を把握した上で、効率的かつ合理的な運営、維持管理費の低減、セキュリティ対策の充実化が図られるような諸条件等を適切に反映すること。

(3) 事業費算定に係る支援

整備等事業の概算事業費算定について、下記の支援を行うこと。なお、仕様確定が困難な事項においては、要求する水準の品質・性能と照らし合わせて、既往の設計、過去の工事等の実績を踏まえて算定する。

ア. 関係事業者への見積依頼

設計、解体・撤去、整地、仮設、建設、設備、機械器具・備品類、付属物等

イ. 整備工事に伴う債務負担行為の設定に係る資料作成

概算工事費の算出と各年度の予算配分

3. 新施設整備等に伴う基本計画策定

新施設の活用を踏まえた豊橋競輪場の今後のあり方を検討し、基本計画の策定に係る支援を行う。なお、基本計画策定においては、立地条件、近年の公営競技場の動向、来場者や売上状況等の環境の変化を踏まえて、基本理念、コンセプト及び将来像等のほか、各ゾーンの整備方針等の具体策を検討し、多角的な複数のイメージ図を制作すること。

4. 留意事項

(1) 本業務の実施にあたり、法的、技術的な事項に関しては、許認可部署や関係機関へ確認の上、整理すること。

(2) 設計条件等の規定漏れなどによる設計、整備等事業の停滞等が生じないように入念に調査及び整理を行うこと。

(3) 業務の実施にあたり仕様書はもとより、業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の知識と技術を発揮するよう努めること。

(4) 主要となる業務の再委託は、認めないものとする。

(5) この仕様書は業務を実施するために必要な事項のうち、主要な事項を示すものであり、記載のない事項であっても、業務上当然必要と認められるものにつ

いては、受託者の責任において補充するものとする。

第3章 成果品

1. 成果品の提出

成果品は次のとおりとし、指定の成果を含むこととし、チューブファイルに綴じ、提出すること。なお、資料は必要に応じてカラー刷りとする。

(1) 業務実施報告書 A4版3部

- ア. 新施設の整備等事業に関する基本的条件等に関する検討資料 一式
- イ. 設計条件等に関する資料 一式
- ウ. 設計業務の発注手続き（設計条件、イメージ図等）に関する資料 一式
- エ. 事業費算定に関する図書 一式
- オ. 豊橋競輪場新施設整備等に伴う基本計画 一式
- カ. 法的・技術的整理結果 一式
- キ. 打合せ、協議記録簿 一式

(2) その他発注者が指示するもの 一式

(3) 上記に関する電子データ（CD-ROM等） 一式

次の条件で作成された2種類のファイルを格納すること。なお、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

ア. データ形式

Windows フォーマットで、Microsoft 社製の Word 又は Excel の 2013 年以降のバージョンで作成されたファイル

イ. 全ページの PDF ファイル

なお、図面については、発注者と協議して決定するが、成果品に綴じ込む図面は、A3版（A4折り込み）又はA4版とする。

2. 成果品の帰属

成果品はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を受けずに公表、貸与及び使用してはならない。